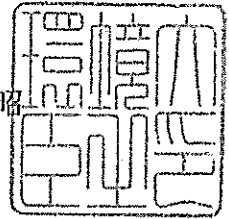


資料2

諮問第506号
環水大土発第1902281号
平成31年2月28日

中央環境審議会会長
武内 和彦 殿

環境大臣
原田 義昭



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（諮問）

標記のうち、

- （1）別紙1の農薬に関し、農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和46年3月農林省告示第346号）第3号の環境大臣が定める基準を設定すること
- （2）別紙2の農薬に関し、同告示第4号の環境大臣が定める基準を設定することについて、貴審議会の意見を求める。

(別紙1)

多硫化カルシウム (別名石灰硫黄合剤)

3-(ジフルオロメチル)-*N*-メトキシ-1-メチル-*N*-[(*R S*)-1-メチル-2-(2, 4, 6-トリクロロフェニル)エチル]-1*H*-ピラゾール-4-カルボキサミド (別名ピジフルメトフェン)

プロピレングリコールモノ脂肪酸エステル

1-(2-{[1-(4-クロロフェニル)-1*H*-ピラゾール-3-イル]オキシメチル}-3-メチルフェニル)-1, 4-ジヒドロ-4-メチル-5*H*-テトラゾール-5-オン (別名メチルテトラプロール)

(別紙2)

2-イソプロピルフェニル=メチルカルバマート (別名イソプロカルブ又はMIPC)

O, O-ジエチル=O-3, 5, 6-トリクロロピリジン-2-イル) ホスホロチオエート (別名クロルピリホス)

3', 4'-ジクロロプロピオンアニリド (別名プロパニル)

(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸イソプロピルアンモニウム (別名2, 4-Dイソプロピルアミン塩又は2, 4-PAイソプロピルアミン塩)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸エチル (別名2, 4-Dエチル又は2, 4-PAエチル)、(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ジメチルアンモニウム (別名2, 4-Dジメチルアミン塩又は2, 4-PAジメチルアミン塩) 及び(2, 4-ジクロロフェノキシ) 酢酸ナトリウム塩一水化物 (別名2, 4-Dナトリウム塩一水化物又は2, 4-PAナトリウム塩一水化物)



中 環 審 第 1067 号
平成 31 年 2 月 28 日

中央環境審議会 土壌農薬部会
部会長 細見 正明 殿

中央環境審議会
会長 武内 和彦



農薬取締法第4条第2項の規定に基づき
環境大臣が定める基準の設定について（付議）

平成31年2月28日付け諮問第506号をもって環境大臣より、当審議会に対してなされた標記諮問については、中央環境審議会議事運営規則第5条の規定に基づき、土壌農薬部会に付議する。